

平成 26 年 度

都 市 局 関 係 予 算 概 要

平成 26 年 1 月

国 土 交 通 省 都 市 局

目 次

I. 平成26年度都市局関係予算総括表

1. 平成26年度都市局関係予算事業費・国費総括表	1
2. 平成26年度都市局関係財政投融资計画等総括表	3
3. 平成26年度都市開発資金予算総括表	4
4. 平成26年度行政経費予算総括表	5

II. 主な新規・拡充制度等

1. 復興と国土強靱化に資する都市の防災・減災、老朽化対策	
(1) 被災市街地のニーズに応じた復興整備の加速	6
(2) 南海トラフ地震における都市の津波対策の推進	7
(3) 首都直下地震等に備え柔軟な手法を用いた密集市街地の早期改善	8
(4) ハード・ソフトの連携による地下街の安心避難対策の推進	9
(5) 公園・緑地を活用した都市の防災・減災対策、公園の老朽化対策	10
(6) 参考資料：南海トラフ地震及び首都直下地震の被害想定	13
2. まちの活力の維持・増進（都市再生）に向けた都市機能の立地誘導等	15
(1) 医療・福祉等の都市機能の立地誘導に係る支援の強化	17
(2) 都市機能の立地誘導に資する民間事業への金融支援強化	18
(3) 公的不動産を活用したまちづくりの推進	19
(4) 都市機能の立地誘導を支える公共交通等への支援強化	20
(5) 景観改善・緑化推進を通じたまちの魅力・居住環境の向上	21
3. 都市の国際競争力の強化に向けた国際拠点の整備	22
(1) 国際的なビジネス・生活環境の形成支援及びシティセールスの支援の強化	23
(2) 国際的なビジネス・生活拠点における交通インフラの整備	24

III. 平成26年度税制改正事項	25
-------------------	----

I. 平成26年度 都市局関係予算総括表

1. 平成26年度都市局関係予算事業費・国費総括表

区 分	平成26年度 (A)		
	事業費	国 費	うち優先課題 推進枠
国 営 公 園 等	31,863	27,797	1,654
うち国営公園整備	10,626	10,626	676
うち国営公園維持管理	11,982	11,982	978
都 市 環 境 整 備	180,214	14,181	3,200
市 街 地 整 備	180,214	14,181	3,200
土地区画整理事業資金融資（住宅対策）	4,220	0	0
一 般 公 共 事 業 計	216,297	(53,529)	4,854
災 害 関 係	691	400	0
都市災害復旧事業	191	150	0
特殊地下壕等対策事業	500	250	0
行 政 経 費	6,499	2,761	1,027
合 計	223,487	(56,690)	5,881

(単位：百万円)

前年度予算額 (B)		倍 率 (A/B)		備 考
事業費	国 費	事業費	国 費	
32,625	27,153	0.98	1.02	<p>1. 本表には平成26年度の計数に社会資本整備事業特別会計の廃止に伴う影響額を含んでいない。上段()書きは、それらを含んだ名目値である。</p> <p>2. 本表のほか、国費として、 (1) 社会資本整備総合交付金 912,362百万円 (うち優先課題推進枠 110,990百万円)がある。 (2) 防災・安全交付金 1,084,057百万円 (うち優先課題推進枠 128,530百万円)がある。</p> <p>3. 復興庁計上の国費として、 (1) 東日本大震災復興交付金の全体額 363,794百万円がある。 (2) 社会資本整備総合交付金の全体額 76,306百万円がある。 (3) 都市災害復旧事業 939百万円がある。</p>
10,933	10,933	0.97	0.97	
10,801	10,801	1.11	1.11	
158,248	13,183	1.14	1.08	
158,248	13,183	1.14	1.08	
4,724	0	0.89	—	
			(1.33)	
195,597	40,336	1.11	1.04	
691	400	1.00	1.00	
191	150	1.00	1.00	
500	250	1.00	1.00	
6,188	2,883	1.05	0.96	
			(1.30)	
202,476	43,619	1.10	1.03	

2. 平成26年度都市局関係財政投融资計画等総括表

(単位：百万円)

区 分	26年度 (A)	前年度 (B)	倍率 (A/B)	備 考
独立行政法人都市再生機構	110,818	77,551	1.43	都市機能更新 土地有効利用 防災公園街区整備 まちなか再生・ まちなか居住推進
財政投融资	40,500	31,100	1.30	
財政融資資金	40,500	31,100	1.30	
産業投資	0	0	-	
政府保証債	0	0	-	
自己資金等	70,318	46,451	1.51	
政府出資等	306	306	1.00	
その他の自己資金等	70,012	46,145	1.52	
一般財団法人民間都市開発推進機構	55,667	55,969	0.99	
財政投融资	31,000	30,000	1.03	
財政融資資金	0	0	-	
産業投資	0	0	-	
政府保証債	31,000	30,000	1.03	
自己資金等	24,667	25,969	0.95	
政府出資等	0	0	-	
その他の自己資金等	24,667	25,969	0.95	
合 計	166,485	133,520	1.25	
財政投融资	71,500	61,100	1.17	
財政融資資金	40,500	31,100	1.30	
産業投資	0	0	-	
政府保証債	31,000	30,000	1.03	
自己資金等	94,985	72,420	1.31	
政府出資等	306	306	1.00	
その他の自己資金等	94,679	72,114	1.31	

1. 独立行政法人都市再生機構の都市機能更新には、住宅局所管分を含む。また、土地有効利用、防災公園街区整備及びまちなか再生・まちなか居住推進は、住宅局との共管である。

2. 一般財団法人民間都市開発推進機構のその他の自己資金等については、政府保証借入（5年未満）等である。

3. 平成26年度都市開発資金予算総括表

(単位：百万円)

区 分	平成26年度		前年度予算額		倍 率		備 考
	事業費 (A)	国費 (B)	事業費 (C)	国費 (D)	事業費 (A/C)	国費 (B/D)	
用地先行取得資金融資	1,453	1,453	1,485	1,485	0.98	0.98	1. 都市開発資金は、社会資本整備事業特別会計の廃止に伴い、一般会計に統合された。 2. 前年度予算額は、本年度予算額との比較対象のため組替え掲記したため、成立予算額とは符合しない。
市街地再開発事業等資金融資	5,478	2,739	6,120	3,060	0.90	0.90	
都 市 局	3,464	1,732	4,580	2,290	0.76	0.76	
住 宅 局	2,014	1,007	1,540	770	1.31	1.31	
土地区画整理事業資金融資	4,220	2,110	4,724	2,362	0.89	0.89	
都市環境維持・改善事業資金融資	900	450	900	450	1.00	1.00	
都市再生機構事業資金融資	332	332	332	332	1.00	1.00	
都 市 局	306	306	306	306	1.00	1.00	
住 宅 局	26	26	26	26	1.00	1.00	
民間都市開発推進資金融資	5,500	5,500	5,000	5,000	1.10	1.10	
都市開発資金貸付金 計	17,883	12,584	18,561	12,689	0.96	0.99	
都 市 局	15,843	11,551	16,995	11,893	0.93	0.97	
住宅対策分	4,220	2,110	4,724	2,362	0.89	0.89	
都市環境整備分	11,623	9,441	12,271	9,531	0.95	0.99	
住 宅 局	2,040	1,033	1,566	796	1.30	1.30	
住宅対策分	26	26	26	26	1.00	1.00	
都市環境整備分	2,014	1,007	1,540	770	1.31	1.31	

4. 平成26年度行政経費予算総括表

(単位：百万円)

区 分	26年度(A)			前年度(B)		倍率(A/B)	
	事業費	国費	うち 優先課題 推進枠	事業費	国費	事業費	国費
緑地環境の保全等の対策に必要な経費	158	158	0	160	160	0.99	0.99
明日香村歴史的風土創造的活用事業交付金 等	150	150	0	150	150	1.00	1.00
地球温暖化防止等の環境の保全に必要な経費	2,459	461	140	2,595	674	0.95	0.68
住宅・市街地の防災性の向上に必要な経費	721	339	57	1,111	541	0.65	0.63
減災・防災まちづくり推進方策検討調査経費	18	18	0	16	16	1.15	1.15
大都市災害からの早期回復に向けた都市づくり方策検討調査 経費	15	15	0	0	0	皆増	皆増
防災公園計画設計ガイドライン検討調査	9	9	0	0	0	皆増	皆増
みどりの防災・減災対策推進事業 等	114	57	57	0	0	皆増	皆増
景観に優れた国土・観光地づくりの推進に必要な経費	1,044	414	350	95	95	10.96	4.35
集約促進景観・歴史的風致形成推進事業 等	980	350	350	0	0	皆増	皆増
都市・地域づくりの推進に必要な経費	1,907	1,179	480	1,964	1,150	0.97	1.03
集約型都市構造化推進調査経費	197	197	0	188	188	1.05	1.05
うち 集約都市構造の実現に向けた土地利用規制・誘導方 策に関する検討調査	15	15	0	0	0	皆増	皆増
都市再興戦略・公的不動産連携推進調査	60	60	0	60	60	1.00	1.00
集約型都市形成のための計画的な緑地環境形成実証 調査	88	88	0	88	88	1.00	1.00
等							
都市の戦略的な国際展開に必要な経費	839	450	300	198	198	4.23	2.27
うち 国際的ビジネス環境等改善・シティセールス支援 事業	689	300	300	0	0	皆増	皆増
等							
総合的な国土形成の推進に必要な経費	40	40	0	83	83	0.48	0.48
持続可能な大都市圏形成に係る検討調査経費	40	40	0	83	83	0.48	0.48
その他（国土交通本省一般行政に必要な経費 等）	170	170	0	180	180	0.94	0.94
合計	6,499	2,761	1,027	6,188	2,883	1.05	0.96

地方整備局（建政部）関係

新たな都市計画制度の活用並びに普及・啓発に要する経費 等	33	33	0	33	33	1.01	1.01
------------------------------	----	----	---	----	----	------	------

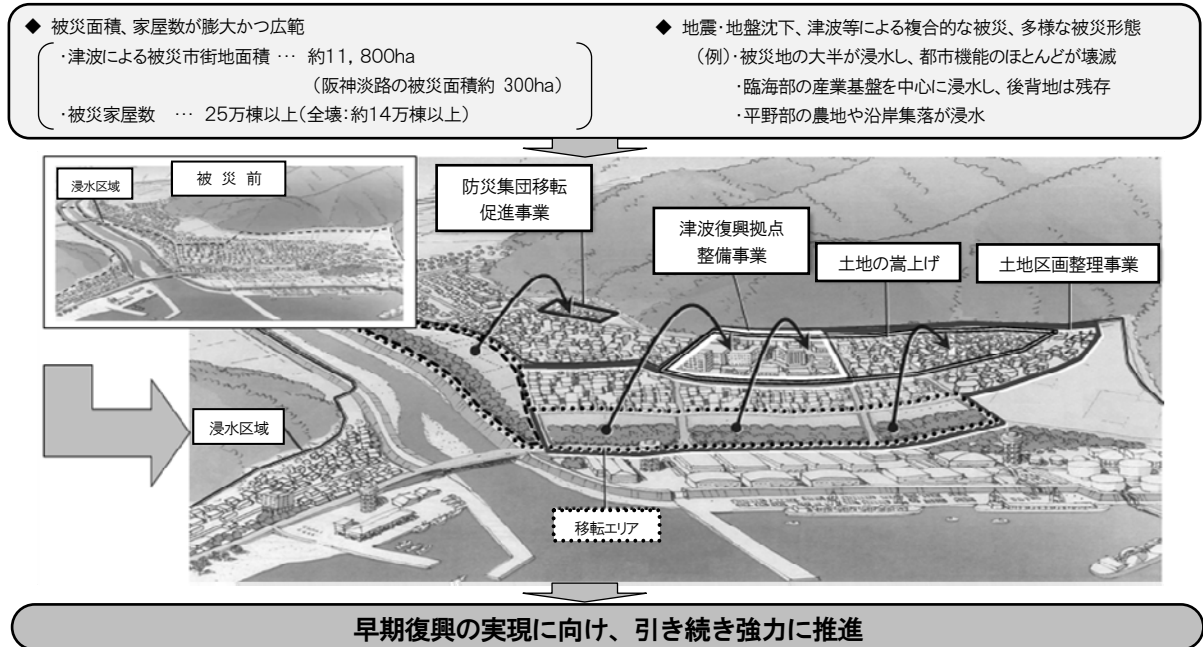
(注) 本表における計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計した額と一致しない場合がある。

Ⅱ. 主な新規・拡充制度等

1. 復興と国土強靱化に資する都市の防災・減災、老朽化対策

(1) 被災市街地のニーズに応じた復興整備の加速

東日本大震災により広範かつ甚大な被害を受けた市街地における住宅再建・復興まちづくりの加速化を図るため、各地方公共団体の作成する復興の工程表等に基づき、それぞれの地域のニーズに応じた事業手法（防災集団移転促進事業、土地区画整理事業、津波復興拠点整備事業、土地の高上げ、土地区画整理事業、市街地液状化対策事業等）を活用した市街地整備を着実に推進する。



【参考】住まいの再建に関する復興整備の取組と進捗状況

住まいの復興工程表の公表

- 地区単位の詳細な工程表や民間住宅等用地の供給予定時期・戸数を公表。
- H24.12末時点のものより、四半期毎に更新し公表。

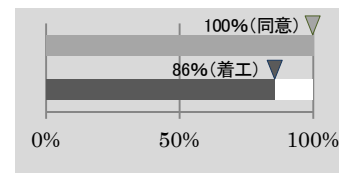
加速化に向けた関連の主な取組

- 防災集団移転促進事業における計画変更手続の簡素化及び周知。
- 土地区画整理事業における地権者の同意による仮換地指定前の早期工事着手（起工承諾）に関する周知。
- 不明地権者の調査における司法書士や補償コンサル等の活用に関する周知。

復興整備の進捗状況

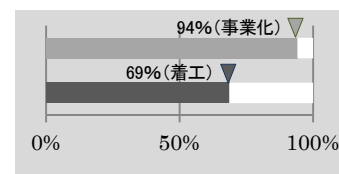
H25.12末時点

○防災集団移転促進事業



- 事業を行う地区数 : 335 地区※
 - 事業計画について国土交通大臣の同意を得た地区数 : 335 地区※
 - 造成工事に着手した地区数 : 288 地区
- ※茨城県の2地区を含む

○土地区画整理事業



- 事業を行う地区数 : 51 地区
 - 事業化の段階に達している地区数※ : 48 地区
 - 造成工事に着手した地区数 : 35 地区
- ※事業認可済、事業認可手続中、緊急防災空地整備事業着手済の地区を計上

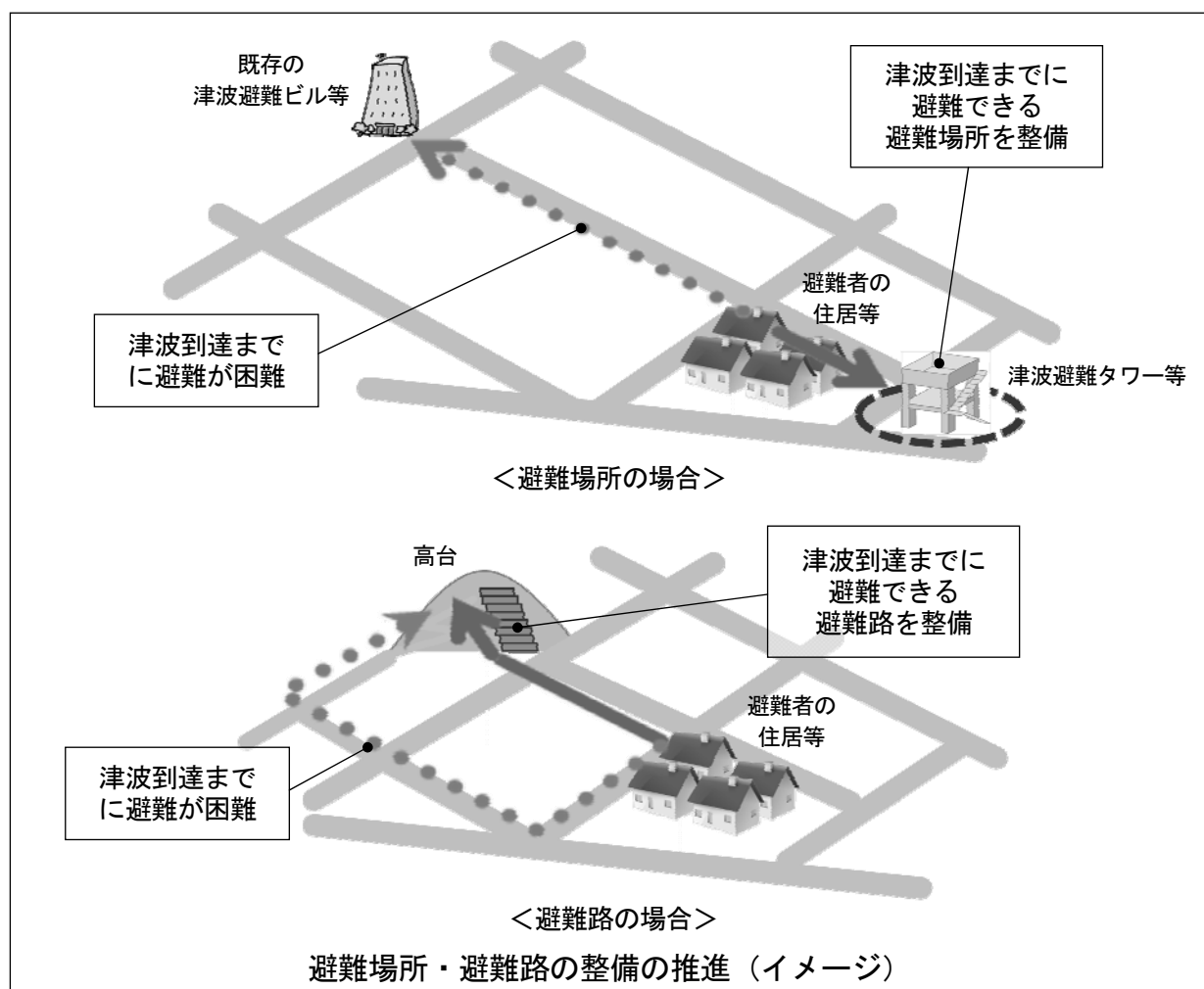
(2) 南海トラフ地震における都市の津波対策の推進

南海トラフ地震では、短時間に巨大な津波が襲来し、太平洋沿岸の広範囲にわたり、津波による死者数が最大で約23万人と予測される等、甚大な被害が発生することが想定されている。

こうした深刻な被害を軽減するため、津波からの迅速かつ円滑な避難のために必要な避難場所及び避難路の整備に係る都市防災総合推進事業の交付率を3分の2に嵩上げする。

また、防災集団移転促進事業の支援対象に、高齢者、幼児、障害者等、津波からの避難に際して特に配慮が求められる者が利用する保育所等の施設であって住居の移転に関連して移転が必要となるものに係る宅地の造成等を追加する。

国費 防災・安全交付金（10,841億円）の内数 等



施策効果

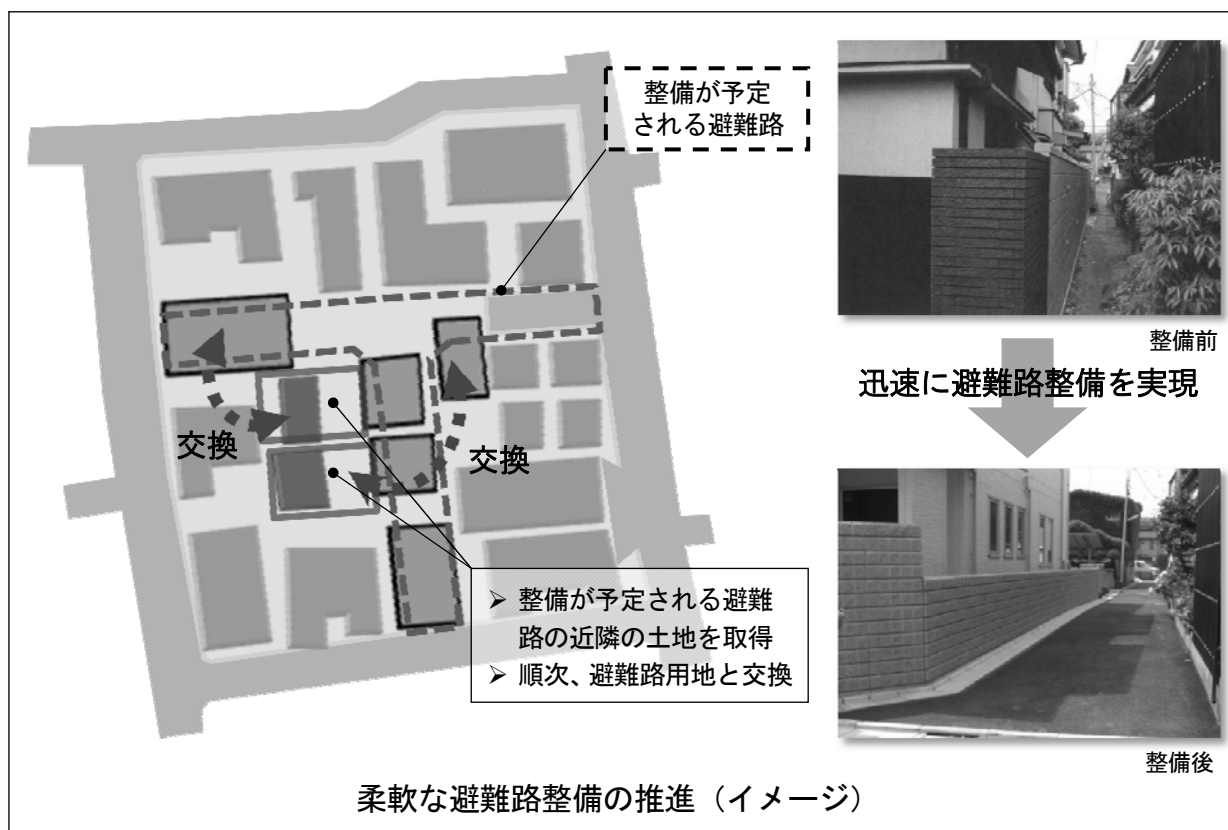
- ◎ 津波からの迅速かつ円滑な避難のために必要な避難場所・避難路の整備等を推進することにより、南海トラフ地震による津波被害の軽減が図られる。

(3) 首都直下地震等に備え柔軟な手法を用いた密集市街地の早期改善

首都直下地震では、地震火災による家屋の焼失が最大で約41万棟と予測される等、特に甚大な被害が想定される密集市街地については、延焼を遮断する道路の整備や沿道建築物の不燃化に加え、地区内から迅速に避難できるような避難路の整備をより一層推進することが必要である。一方で、密集市街地は多数の関係者が存在し、権利関係も複雑であることから、避難路の整備に際し地区の合意形成状況に応じた柔軟な取組が求められる。

このため、避難路整備のための用地と交換することを前提に、整備が予定される避難路近隣の土地について、その取得等に係る費用を都市防災総合推進事業の支援対象に追加する。

国 費 防災・安全交付金（10,841億円）の内数



施策効果

- ◎ 権利者の合意形成状況に応じ、柔軟な手法で避難路の整備を推進することにより、密集市街地改善の加速化が図られる。

(4) ハード・ソフトの連携による地下街の安心避難対策の推進

地下街は全国の拠点駅等に78箇所存在し、利用者も1日10万人を超えるところがあるなど多数に上っており、首都直下地震等の大規模地震が発生した場合には、利用者等が避難時に混乱状態となることが懸念される。また、8割以上の地下街が開設から30年以上経過しており、天井等の老朽化が進んでいることに加え、利用者のみならず、駅等からの避難者の流入も想定されることから、ハード・ソフトからなる利用者等の安心避難のための防災対策を講じていくことが必要である。

このため、平成25年度に策定する「地下街の安心避難対策ガイドライン」を基に、地下街管理者に対して、天井板等の地下街設備の安全点検や、周辺の鉄道駅等との連携のもと、地下街の防災対策のための計画の策定を支援するとともに、計画に基づく避難通路や地下街設備の改修等を支援することで、民間投資を通じた地下街の安心避難対策の充実を図る。

事業費 24.0億円(皆増)、国費 8.0億円(皆増)

「地下街の安心避難対策ガイドライン」(H25年度末)

(地震時における地下街の防災対策を検討するための技術的助言)

地下街管理者による防災対策に必要な取組(ハード・ソフト)を支援

<計画策定>

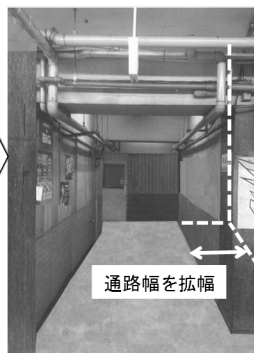
- ・安全点検調査
- ・施設改修計画の作成
- ・関係者の合意形成等



計画に基づく対策

<防災対策の取組>

避難路の拡幅



通路幅を拡幅

天井板等の補強



備蓄倉庫の整備



災害時の情報提供を行うデジタルサイネージ



非常用発電設備の機能補強



周辺のビルや鉄道駅等との連携した取組の推進

施策効果

- ◎ 大規模地震発生時における地下街等の防災対策が推進され、災害に強い都市が形成される。

(5) 公園・緑地を活用した都市の防災・減災対策、公園の老朽化対策

○ 国営公園における防災拠点機能等の強化及び老朽化対策

発生が懸念される南海トラフ地震や首都直下地震等の大規模災害発生時において、迅速な救助活動への着手を可能とし、また、住民の安全確保等を図るため、園路広場の拡幅や、非常用電源の整備等、国営公園の防災活動拠点・広域避難場所等としての機能強化を緊急に実施する。

併せて、国営公園利用者の安全確保を図る観点から、歩行者園路のバリアフリー化に加え、危険箇所の補修等、公園施設の老朽化対策を実施する。

事業費 16.5億円(皆増)、国費 16.5億円(皆増)

国営公園における防災・減災対策

① 防災活動拠点としての能力の強化

大規模災害発生時において、国営公園が災害対策用車両や救援部隊の集結基地として活用されることから、災害対策用車両等に対応した園路広場の拡幅・補強等を実施し、防災活動拠点としての能力の強化を図る。

【防災活動拠点としての国営公園の活用】



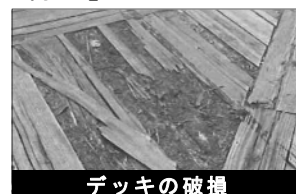
② 広域避難場所等としての機能の強化

大規模災害発生時に広域避難場所等として活用される国営公園において、非常用電源の整備等を実施し、避難地等としての機能を強化する。

国営公園における老朽化対策

国営公園利用者の安全確保を図る観点から、危険箇所の補修等を実施する。

【公園施設の老朽化】



施策効果

- ◎ 大規模災害発生時における国営公園の地域に対する救援・復旧拠点等としての能力の強化を通じ、安全な地域づくりが実現される。

○ みどりによる都市の強靱化の推進

大規模災害に対する都市の防災性の向上を図るため、延焼防止帯となる植樹帯や避難地等となる防災公園等の整備を一層推進するとともに、大都市部における帰宅困難者のための休憩・情報提供等の場所となる公園緑地（帰宅支援スポット）の整備を推進し、みどりを活用した防災・減災対策の充実を図る。

○ みどりの防災・減災対策推進事業の創設

大規模災害発生時の密集市街地等における延焼防止の促進のため、密集市街地等における空き地等の延焼防止効果を向上させるための緑化を支援

○ 帰宅支援スポットの整備推進

大都市部における帰宅困難者の安全な帰宅経路を確保するため、都心部から郊外部への帰宅のための道路の沿道における、帰宅支援スポットの整備を支援

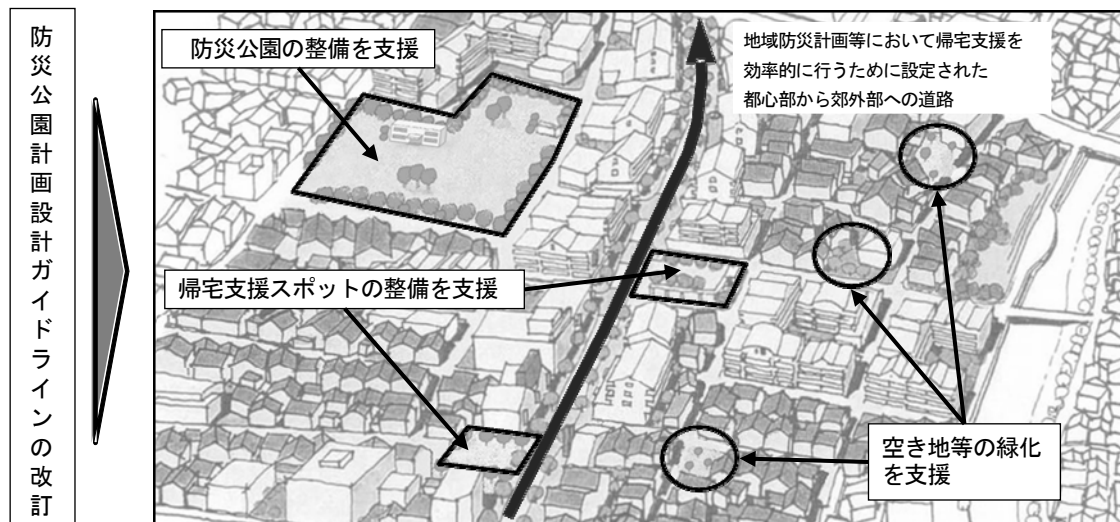
○ 防災公園計画設計ガイドラインの改訂

東日本大震災等、近年発生した大規模な災害において公園が発揮した効果等の検証等を踏まえ、「防災公園計画設計ガイドライン」（平成11年）を改訂

○ 防災公園整備の一層の推進

支援対象となる防災公園の対象都市要件を緩和し、災害時に避難地や防災拠点となる都市公園の整備を一層推進

国 費 防災・安全交付金（10,841億円）の内数 等



施策効果

◎ 密集市街地等において延焼防止等の機能を有する公園緑地の整備等を推進することにより、都市の防災性の向上が図られる。

○ 公園施設の計画的な老朽化対策の推進

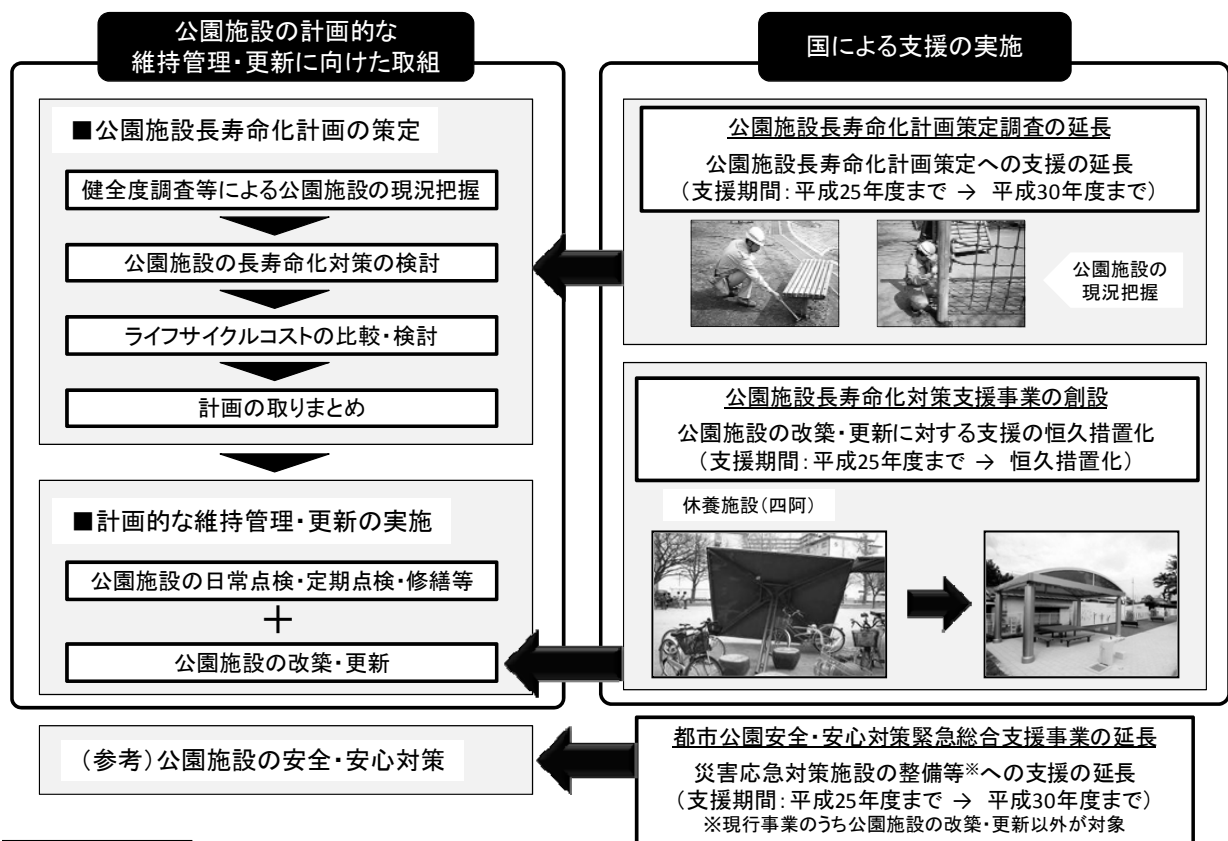
全国で約10万箇所以上ある都市公園について、公園施設の急速な老朽化の進行が見込まれている(*)。このため、今後、地方公共団体が公園施設の計画的な維持管理・更新に着手に取り組むことが求められている。

(*) 平成23年度末において、設置後30年以上経過したものが約4割を占め、平成43年度末には約7割に達する見込み

公園施設の計画的な維持管理・更新のためには、公園施設の劣化や損傷を適切に把握した上で、公園施設の維持保全、点検・調査、撤去・更新等に係る費用(トータルコスト)が最小となる維持管理・更新計画(公園施設長寿命化計画)を策定するとともに、当該計画に基づいた公園施設の更新等を実施する必要がある。

これら地方公共団体における公園施設長寿命化計画に基づく公園施設の計画的な維持管理・更新の取組を推進するため、公園施設長寿命化対策支援事業を創設するとともに、公園施設長寿命化計画策定調査を平成30年度まで延長する。

国 費 防災・安全交付金(10,841億円)の内数 等



施策効果

◎ 公園施設長寿命化計画に基づく老朽化対策の推進により、公園施設に求められるサービス水準が適切に確保され、公園利用者が安心して公園施設を利用することが可能となるとともに、トータルコストの低減により効率的な維持管理が可能となる。

(6) 参考資料：南海トラフ地震及び首都直下地震の被害想定

南海トラフ地震の被害想定（平成25年3月18日内閣府公表）

- 震度6弱以上の揺れが発生する地域において、老朽化した耐震性の低い木造建物の倒壊などにより多数の人的被害が発生
- 木造密集市街地が連担している地域などを中心に、地震火災が同時多発し、延焼火災を含む大規模な火災や火災旋風の発生等により多数の人的被害が発生
- 津波高が高く津波の到達時間が短い地域を中心に、津波に巻き込まれることにより大量の人的被害が発生
- 遠距離等の理由により徒歩等の手段によっても当日中に帰宅が困難となる人（帰宅困難者）は、中京都市圏で約100万人～約110万人、京阪神都市圏で約220万人～約270万人に上ると想定

<建物等被害>

項目		冬・深夜	夏・昼	冬・夕
揺れによる全壊		約1,346,000棟		
津波による全壊		約146,000棟		
地震火災による焼失	風速8m/秒	約191,000棟	約230,000棟	約750,000棟
その他の理由による全壊		約140,000棟		
全壊及び焼失棟数合計	風速8m/秒	約1,823,000棟	約1,862,000棟	約2,382,000棟

<人的被害>

項目		冬・深夜	夏・昼	冬・夕
建物倒壊等による死者		約82,000人	約37,000人	約59,000人
津波による死者		約230,000人	約195,000人	約196,000人
地震火災による死者	風速8m/秒	約10,000人	約5,900人	約22,000人
その他の理由による死者		約600人	約700人	約1,200人
死者数合計	風速8m/秒	約323,000人	約238,000人	約278,000人
負傷者数		約623,000人	約524,000人	約535,000人

※上記の被害想定は、被害が最大となるケースを想定

新規施策（都市局）

- ◎津波からの迅速かつ円滑な避難のために必要な避難場所及び避難路の整備について、都市防災総合推進事業の交付率を3分の2に嵩上げ
- ◎防災集団移転促進事業の支援対象に、高齢者や障害者等、津波からの避難に際して特に配慮が求められる者が利用する施設であって住居の移転に関連して移転が必要となるものに係る宅地の造成等を追加
- ◎密集市街地の早期改善を図るため、都市防災総合推進事業における避難路整備への支援の強化
- ◎地下街の防災対策を推進するため、地下街防災推進事業を創設し、地下街管理者が行う地下街の安全点検や避難通路、地下街設備の改修等の支援
- ◎都市の防災性の向上を図るため、避難地や防災拠点等となる都市公園の整備を推進
- ◎救援部隊による迅速な救助活動への着手を可能とするとともに、住民の安全確保等を図るため、国営公園の防災活動拠点・広域避難場所等としての機能を強化
- ◎密集市街地等の延焼防止効果の向上のため、空き地等の緑化を支援するみどりの防災・減災対策推進事業を創設

首都直下地震の被害想定（平成25年12月19日内閣府公表）

- 震度6強以上の強い揺れの地域では、特に都心部を囲むように分布している木造密集市街地等において、老朽化が進んでいたり、耐震性の低い木造家屋等が多数倒壊することなどにより、多数の人的被害が発生
- 地震発生直後から、火災が連続的、同時に多発し、木造密集市街地が広域的に連担している地区を中心に、大規模な延焼火災に至ることが想定され、四方を火災で取り囲まれたり、火災旋風の発生等により、大量の人的被害が発生
- 遠距離等の理由により徒歩等の手段によっても当日中に帰宅が困難となる人（帰宅困難者）は、東京都市圏で約640万人～約800万人、うち東京都で約380万人～約490万人に上ると想定

<建物等被害>

項目		冬・深夜	夏・昼	冬・夕
揺れによる全壊		約175,000棟		
地震火災による焼失	風速8m/秒	約90,000棟	約75,000棟	約412,000棟
その他の理由による全壊		約23,000棟		
全壊及び焼失棟数合計	風速8m/秒	約287,000棟	約272,000棟	約610,000棟

<人的被害>

項目		冬・深夜	夏・昼	冬・夕
建物倒壊等による死者		約11,000人	約4,400人	約6,400人
地震火災による死者	風速8m/秒	約7,000人	約1,700人	約16,000人
その他の理由による死者		約100人	約200人	約500人
死者数合計	風速8m/秒	約18,000人	約6,200人	約23,000人
負傷者数		約113,000人	約90,000人	約123,000人

※上記の被害想定は、首都直下地震のうち都心南部直下地震において、被害が最大となるケースを想定

新規施策（都市局）

- ◎密集市街地の早期改善を図るため、都市防災総合推進事業における避難路整備への支援の強化
- ◎地下街の防災対策を推進するため、地下街防災推進事業を創設し、地下街管理者が行う地下街の安全点検や避難通路、地下街設備の改修等の支援
- ◎都市の防災性の向上を図るため、避難地や防災拠点等となる都市公園の整備を推進
- ◎救援部隊による迅速な救助活動への着手を可能とするとともに、住民の安全確保等を図るため、国営公園の防災活動拠点・広域避難場所等としての機能を強化
- ◎密集市街地等の延焼防止効果の向上のため、空き地等の緑化を支援するみどりの防災・減災対策推進事業を創設

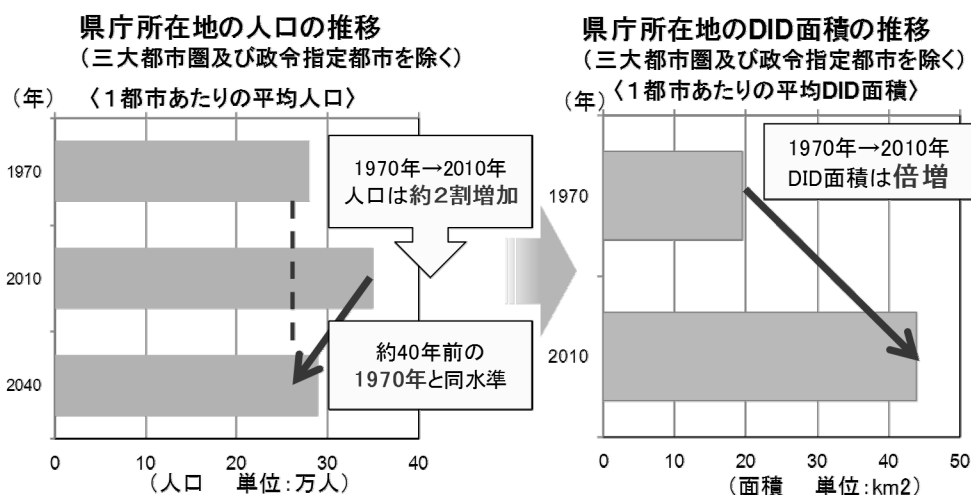
2. まちの活力の維持・増進（都市再生）に向けた都市機能の立地誘導等

現状と課題

多くの地方都市では、これまで、都市への人口の流入等を背景として住宅や店舗等の郊外立地が進み市街地が拡散してきたが、急速な人口減少に転じる中で、拡散した居住者の生活を支える医療・福祉・子育て支援・商業等のサービスの提供が将来困難になりかねない状況にある。

また、大都市では、郊外部を中心に高齢者（特に85歳以上の高齢者）が急速に増加することが予測される。これに伴い医療・介護の需要が急増し、医療・福祉サービスの提供や地域の活力維持が満足にできなくなることが懸念される。

地方都市：拡散する市街地と人口の減少

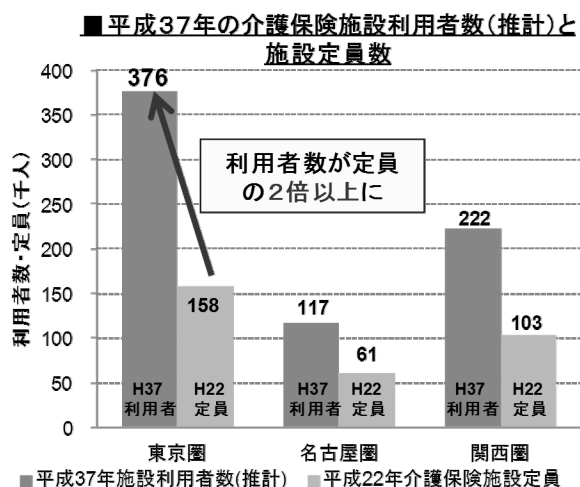


大都市：急増する高齢者と福祉施設の不足

■大都市圏における高齢者人口の推移 (2010年→2040年)

大都市圏	年齢層	人口 (万人)		増加数 (万人)	増加率
		2010年	2040年		
東京圏	65～84歳	653	850	197	1.3倍
	85歳以上	79	270	190	3.4倍
名古屋圏	65～84歳	217	252	35	1.2倍
	85歳以上	29	84	55	2.9倍
関西圏	65～84歳	374	412	37	1.1倍
	85歳以上	48	149	101	3.1倍

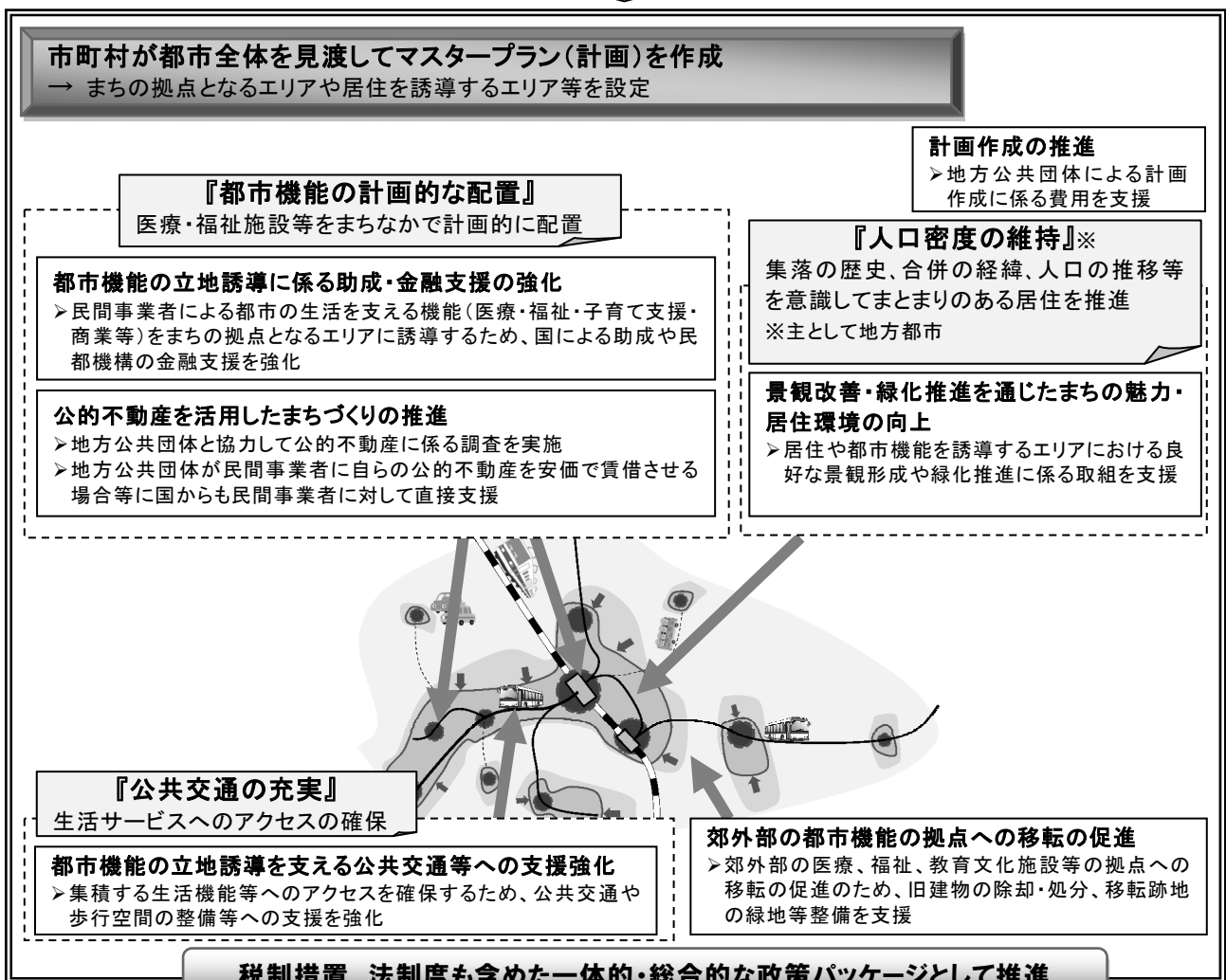
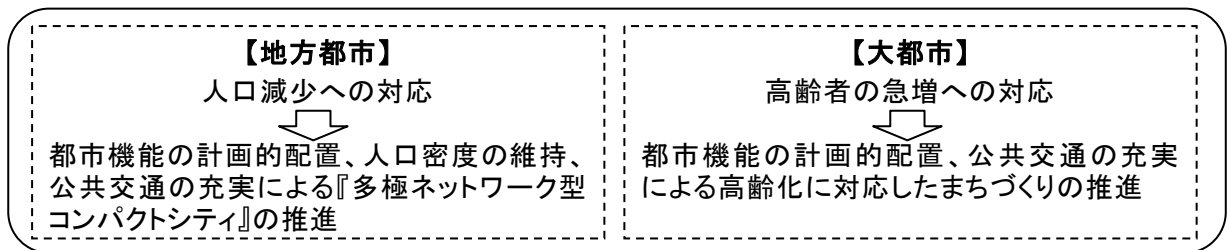
*東京圏:東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県
*名古屋圏:愛知県、岐阜県、三重県
*大阪圏:大阪府、京都府、兵庫県、奈良県



政策パッケージ

人口減少・高齢社会の進展の中で、居住者の健康・快適な暮らしや持続可能な都市経営が実現されるようにするためには、地方都市等においては一定エリアでの人口密度を維持し、大都市等においては高齢者の増加に対応しつつ、人口密度の維持、都市機能（医療・福祉・子育て支援・商業等）の計画的な配置、公共交通の充実を図ることが求められる。

このため、都市機能や居住の戦略的な誘導に向けて、都市全体の構造を見渡してまちの拠点となるエリアや居住を誘導するエリア等を設定する地方公共団体に対し、都市機能の立地誘導や公的不動産の有効活用、公共交通の充実や景観改善・緑化推進の取組等について重点的に支援を行う。



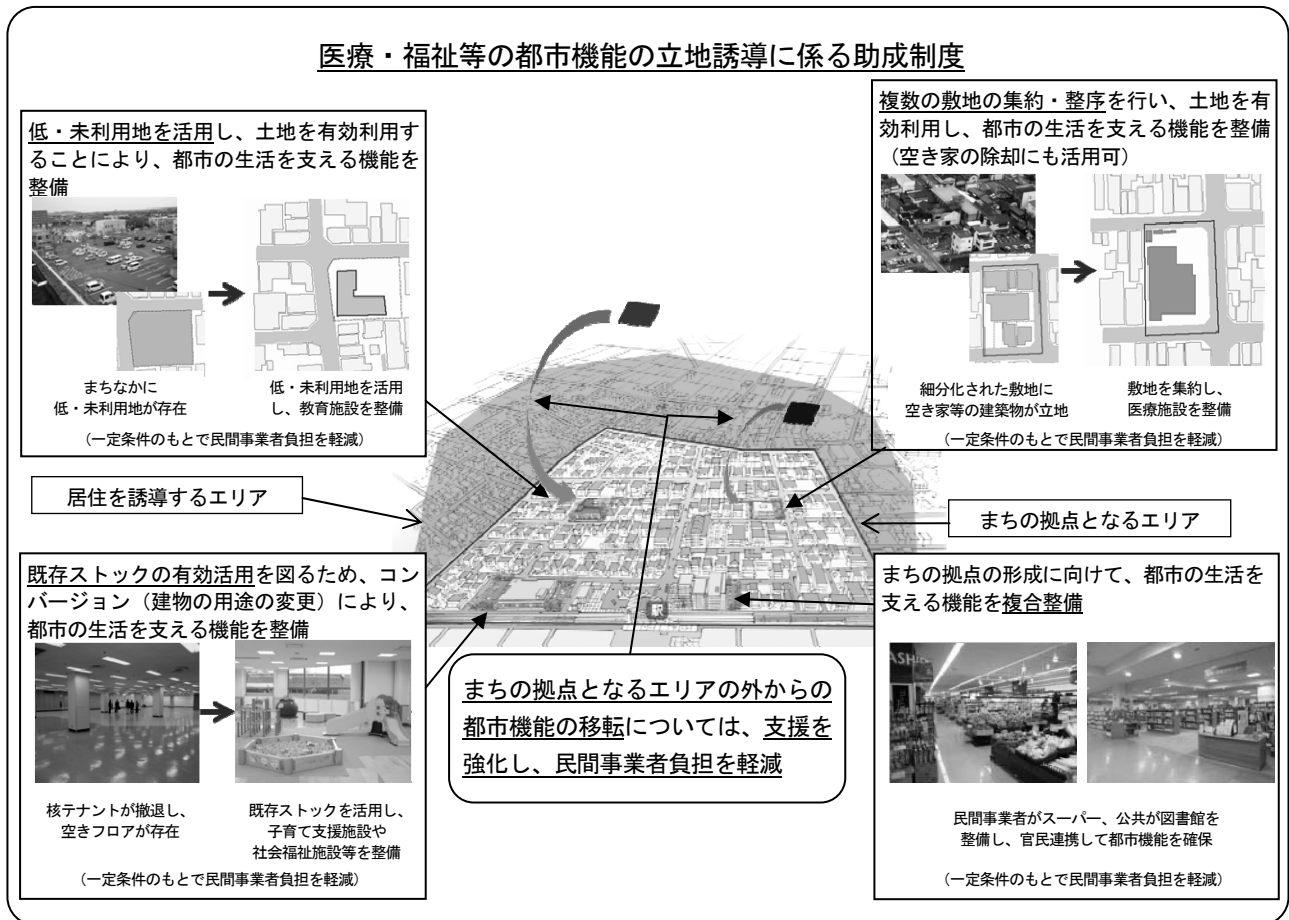
(1) 医療・福祉等の都市機能の立地誘導に係る支援の強化

地方都市等においては、人口密度の低下により都市の生活を支える機能（医療・福祉・子育て支援・教育文化・商業）の維持が困難となるおそれがあり、大都市等においては、高齢者の急増に伴う福祉等機能へのアクセスを確保するため、当該機能の適正立地を図る必要がある。このため、まちの活力の維持・増進（都市再生）、持続可能な都市構造への再構築の実現に向け、まちの拠点となるエリアにおいて医療・福祉等の都市機能を整備する民間事業者に対して、地方公共団体が学校跡地等の公的不動産を安価で賃借させる場合等には、国からも民間事業者に直接支援する新たな補助制度を創設する。

併せて、都市機能の立地誘導に係る社会資本整備総合交付金についても対象施設の追加等の拡充を行い、地方公共団体による都市機能の整備への支援強化を図る。

事業費 40.0億円（皆増）、国費 20.0億円（皆増）等

※住宅局計上分を含め 事業費 80.0億円（皆増）、国費 40.0億円（皆増）等



施策効果

- ◎ 民間活力を活用し、低・未利用地や既存ストックの有効活用等を行い、まちの拠点となるエリアにおいて、都市の生活を支える機能の適正な立地を図ることにより、まちの活力の維持・増進（都市再生）、持続可能な都市構造への再構築が実現される。

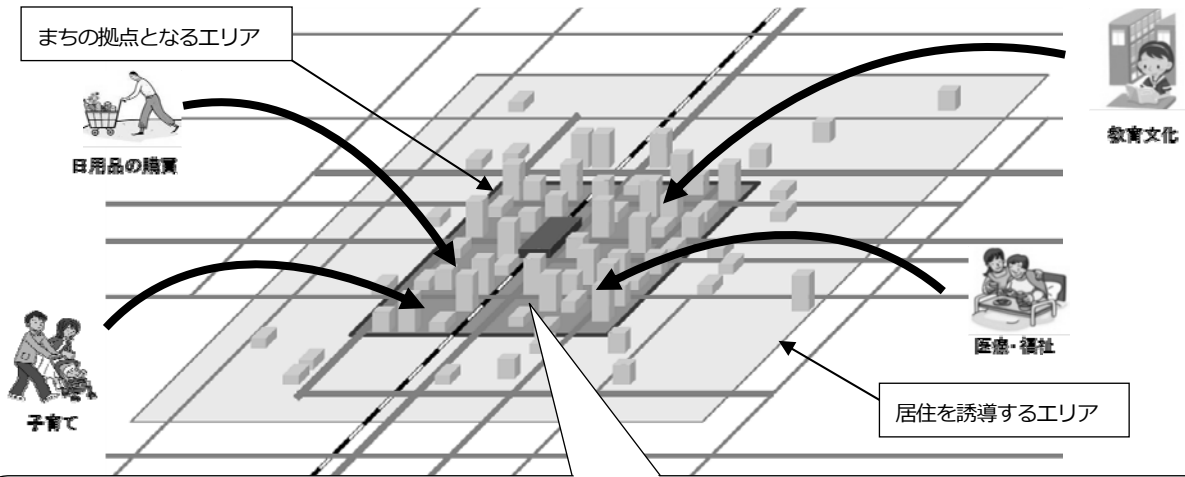
(2) 都市機能の立地誘導に資する民間事業への金融支援強化

人口が減少へと転じ、拡大してきた市街地において生活機能・地域経済の衰退が懸念される中、今後、一定の人口密度を保ち、医療・福祉等の都市機能が十分に発揮されるよう計画的に配置されることが必要。

このため、まちの拠点となるエリアへの都市の生活を支える機能（医療・福祉・子育て支援・商業等）の民間による整備について、新たに民間都市開発推進機構の金融支援の対象とする。

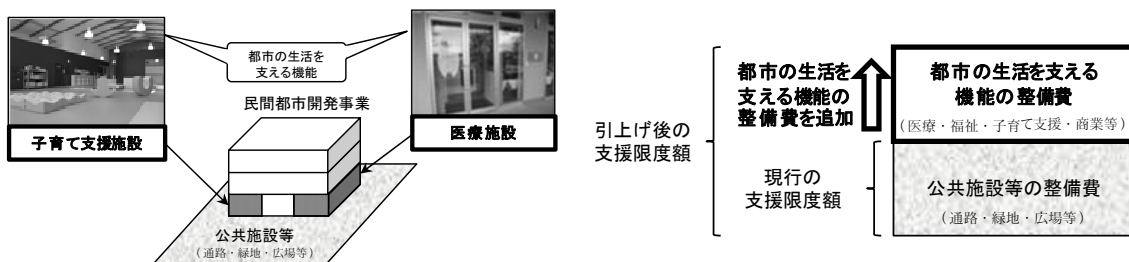
事業費 57.0億円（1.1倍）、国費 57.0億円（1.1倍）

都市機能の立地誘導に資する民間事業への金融支援制度



① 支援限度額の引上げ

都市の生活を支える機能の整備費を支援限度額に追加することで金融支援の限度額を引き上げる。



② 面積要件の緩和

都市の生活を支える機能を整備する場合に、支援対象事業に関する面積要件を緩和する。

施策効果

- ◎ 都市の生活を支える機能（医療・福祉・子育て支援・商業等）のまちの拠点となるエリアへの誘導に資する民間事業の立上げが促進され、まちの活力の維持・増進（都市再生）、持続可能な都市構造への再構築が実現される。

(3) 公的不動産を活用したまちづくりの推進

人口減少・高齢化、市町村の財政難、市町村合併等に伴う公共施設の廃止・建替え等が進展している中で、国全体の約1/4を占める公的不動産(PRE:Public Real Estate)を活用したまちづくりを実践しようとする地方公共団体と協力して実証的な調査を行い、コンパクトシティの実現に向けて、学校跡地等の公有地の活用や、庁舎・文化施設等の公共施設の複合化など、公的不動産の有効活用を推進する。

事業費 0.6億円(1.00倍)、国費 0.6億円(1.00倍)

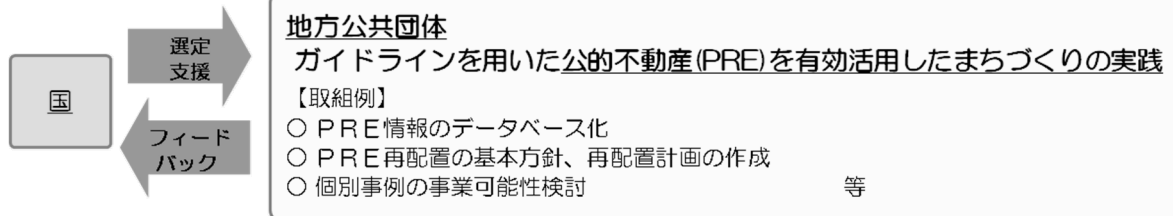
平成25年度

○公的不動産を活用したまちづくりガイドラインを策定



平成26年度

○ガイドラインを踏まえ、公的不動産を活用したまちづくりを実践する地方公共団体を支援

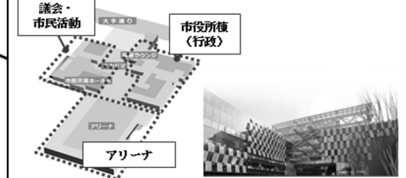


【公的不動産を活用したまちづくりの事例】

- ◆駅前の市所有の厚生会館を取り壊し、その跡地を活用し郊外の市役所を移転・整備
- ◆市役所の移転にあわせて、アリーナ・市民ホール等の機能と複合化することによりまちなかの活性化を促進



複合施設の概要



施策効果

- ◎ 地方公共団体における公的不動産の有効かつ適切な活用を支援することにより、まちの中核となる庁舎・公共施設等を活かしたまちづくりを推進し、効率的な行財政運営と地域の活性化の同時実現が図られる。

(4) 都市機能の立地誘導を支える公共交通等への支援強化

都市構造の再構築を進めるためには、まちの拠点となるエリアへの都市の生活を支える機能（医療・福祉・子育て支援・商業等）の立地を誘導するとともに、居住者等の拠点へのアクセスを確保することで、拠点内施設の機能が十分に発揮されることが必要不可欠である。

このため、都市構造の再構築に取り組む都市における公共交通の利用環境の充実について重点的に支援するとともに、公共交通とまちの拠点施設とを結ぶ歩道等の整備を新たに補助対象とする等、公共交通等への支援を強化する。

国 費 社会資本整備総合交付金（9, 124億円）の内数



施策効果

- ◎ 都市の生活を支える機能の立地と併せ、立地した機能へのアクセスの手段となる公共交通等への支援を強化することで、居住を誘導するエリア等の利便性を高め、持続可能な都市構造への再構築が推進される。

(5) 景観改善・緑化推進を通じたまちの魅力・居住環境の向上

都市の経済活動や生活の場となる市街地は、機能面の充実によるだけでなく、地域独自の歴史文化等に根ざした景観や、潤いと安らぎを与える緑の魅力を通じて求心力が確保される。

このことから、居住や都市機能を誘導すべきエリアにおいて、良好な景観形成への支援を通じて地域独自の魅力を高めるとともに、緑化への支援を通じて居住環境を向上させ、地域の活力向上を図る。

○ 集約促進景観・歴史的風致形成推進事業の創設

景観・歴史資源となる建造物の修理・改修・協調増築等を含め、居住や都市機能を誘導すべきエリアにおいて、景観・歴史的風致形成に資する取組に対して総合的に支援

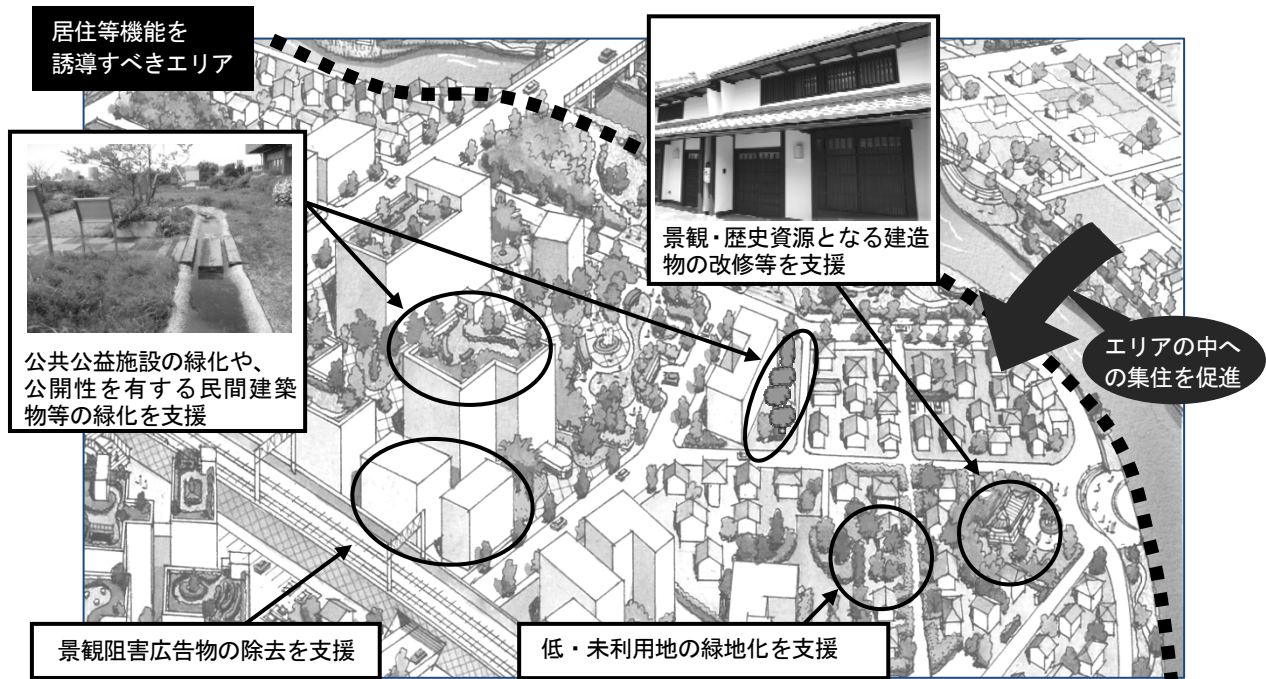
○ ストック再生緑化事業の創設

既存建築物等のストックを活用した都市環境の改善を図るため、居住や都市機能を誘導すべきエリアにおいて、公共公益施設の緑化や、公開性を有する民間建築物等の緑化に対して支援

○ 市民緑地等整備事業の拡充

低・未利用地における外部不経済の発生を防ぐとともに、地域の魅力向上を図るため、居住や都市機能を誘導すべきエリアにおいて、低・未利用地を公開性のある緑地とするための取組に対して支援

国 費 社会資本整備総合交付金（9, 1 2 4 億円）の内数 等



施策効果

- ◎ 良好な景観形成や緑化推進を通じて地域独自の魅力や居住環境の向上を図ることで持続可能な都市構造への再構築が推進され、まちの活力が維持・増進されるとともに、居住者のゆとりあるライフスタイルが実現される。

3. 都市の国際競争力の強化に向けた国際拠点の整備

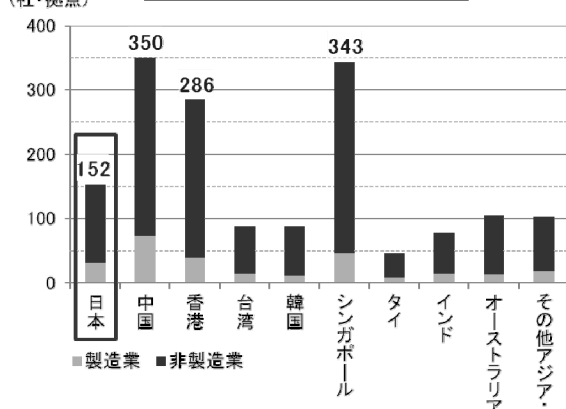
現状と課題

中国、ASEAN等アジア諸国・地域の経済的台頭により、日本がアジアにおける抜きん出た大市場であった時代は過去のものとなっている。現在、東京など日本の大都市は、外資系企業のアジア・オセアニア地域統括拠点数や国際会議開催件数シェア等の指標、また、これらを総合した世界都市ランキングにおいて、シンガポール、香港等に劣後してきている。

我が国のマーケットが人口減少の影響を受ける一方、アジアのマーケットが拡大していくことを考えると、東京など我が国の大都市がアジアの諸都市と伍していくためには、都市及び国内の後背地の市場規模のみに依存せず、国際ビジネス等にとって標準的に求められる環境を整えるとともに、これらの都市にないメリット、魅力を打ち出していくことが必要である。

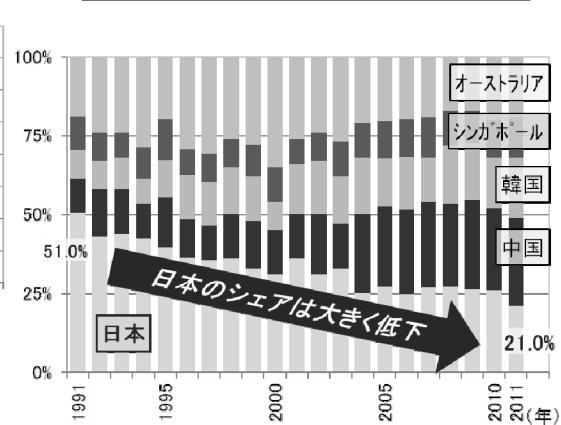
日本の都市の現状

外資系企業拠点の立地状況



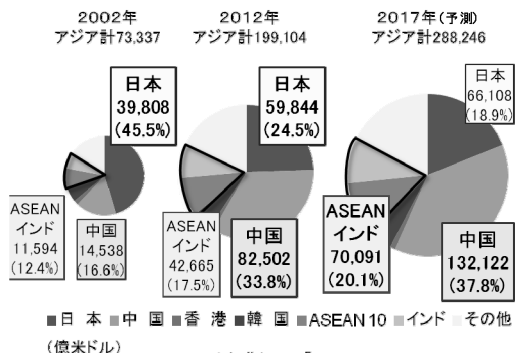
(出典) 経済産業省「第45回 外資系企業の動向(平成23年外資系企業動向調査)」ア

アジア等地域における国際会議シェア



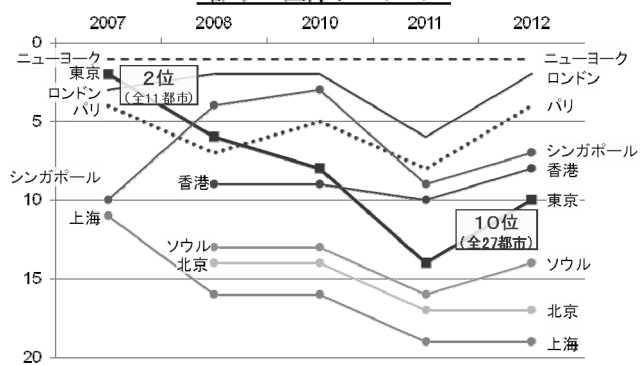
(出典) ICCA資料

アジアにおけるGDP推移



(出典) IMF「World Economic Outlook」

都市の国際ランキング



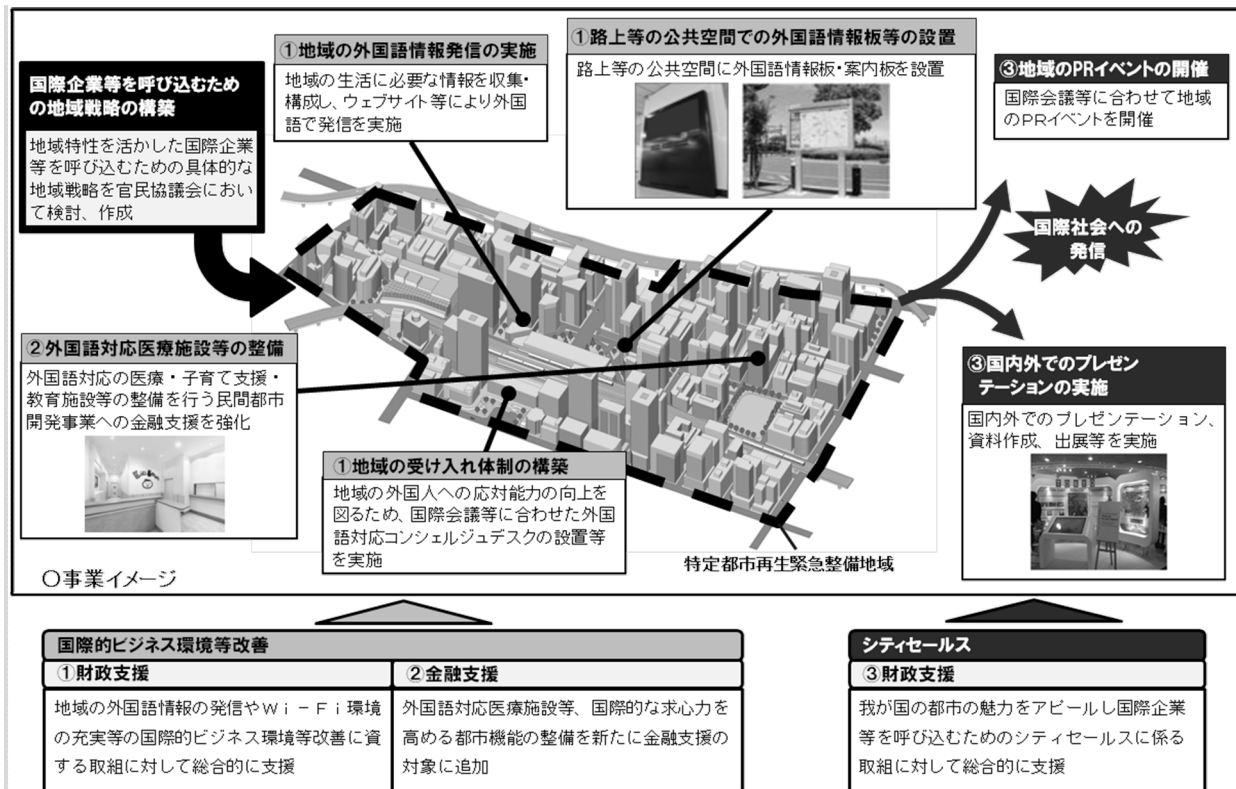
(出典) Pricewaterhouse Coopers「Cities of Opportunity」

(1) 国際的なビジネス・生活環境の形成支援及びシティセールスの支援の強化

国際的なビジネス・生活環境の形成を図るため、国家戦略特区における容積率緩和などのスキームも活用しながら、都市の国際競争力の強化を図ることが特に有効な地域において、地域の外国語情報の発信やWi-Fi環境の充実等の国際的ビジネス環境等改善に資する取組に対して総合的に支援を行う。併せて、外国語対応医療施設等、国際的な求心力を高める都市機能の整備を新たに金融支援の対象とする。

さらに、これらの支援等により提供が容易になる交通システムの信頼性や治安、食事等も含めた我が国の都市の魅力をアピールし、国際企業等を呼び込むためのシティセールスの支援を行う。

事業費 6.9億円(皆増)、国費 3.0億円(皆増)等



施策効果

- ◎ 都市の国際競争力の強化を図る上で特に有効な地域において、国際的ビジネス環境等改善及びシティセールスの支援を行うことにより、国際企業及び高度外国人材を呼び込み、我が国の大都市の国際競争力の強化が図られる。

(2) 国際的なビジネス・生活拠点における交通インフラの整備

我が国のオフィスビル等は、一般的には公共交通アクセスの良さや交通システムの信頼性の高さが評価されている一方で、大都市の国際競争力の強化を図ることが特に有効な地域においても、交通アクセスの不便な地域が存在し、移動時の定時性の確保が求められる国際的な経済活動拠点を形成する上で課題となっている。

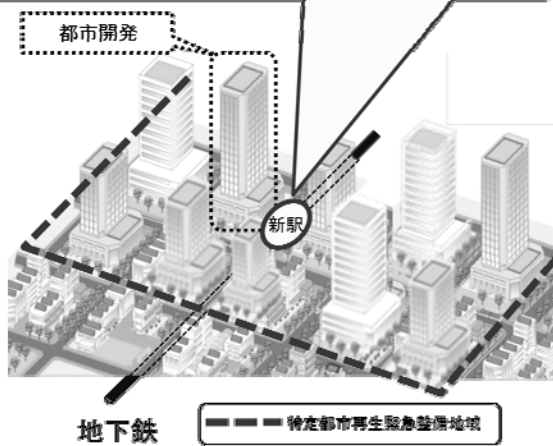
このため、国際競争拠点都市整備事業（公共公益施設整備型）を拡充し、都市開発に伴う都市基盤整備のノウハウを有する独立行政法人都市再生機構を補助対象に追加することにより、都市開発事業と合わせて必要となる新駅や自由通路等の交通インフラ整備を強力に推進し、都市の国際競争力を強化する。

事業費 8.0億円（皆増）、国費 4.0億円（皆増）

- ・ 緊急に国際競争力を向上させる特定都市再生緊急整備地域でも交通アクセスの不便な地域が存在
- ・ 国際拠点となる都市開発が計画される一方で、交通アクセスの改善が大きな課題

都市再生に資する交通インフラ整備の推進

都市開発と合わせて必要となる新駅などの交通インフラ整備



交通アクセスの改善を図るため、都市開発と合わせて必要となる新駅や自由通路などの交通インフラ整備を促進



(新駅)

(自由通路)

緊急かつ重点的に交通アクセスを改善させ、国際競争力の向上を実現

施策効果

- ◎ 都市開発と合わせて必要となる交通インフラを整備することにより、公共交通のアクセス改善を通じて移動の定時性が確保され、都市の国際競争力の向上が図られる。

Ⅲ. 平成26年度税制改正事項

1. 安全・安心の確保と地域活性化

○都市再生に向けた都市機能の整備のための特例措置の創設

- ・都市機能を誘導すべき区域の外から内への事業用資産の買換特例
所得税・法人税：80%課税繰り延べ（3年間）

- ・誘導すべき都市機能の整備の用に供する土地等を譲渡した場合の特例
 - ①居住用資産を譲渡し、整備された建築物を取得する場合（恒久措置）
買換特例 所得税 100%
 - ②居住用資産を譲渡し、特別の事情により整備された建築物を取得しない場合の所得税（個人住民税）の軽減税率（恒久措置）
原則：15%（5%）→ 6,000万円以下 10%（4%）
 - ③長期保有（5年超）の土地等を譲渡する場合（3年間）
所得税（個人住民税）：軽減税率 原則 15%（5%）→ 2,000万円以下 10%（4%）
法人税：5%重課 → 5%重課の適用除外

- ・都市再生推進法人（仮称）に土地等を譲渡した場合の特例
 - ①長期保有（5年超）の土地等を譲渡する場合（3年間）
上記③に同じ
 - ②当該法人の行う都市機能の整備等のために土地等を譲渡する場合（恒久措置）
1,500万円特別控除

- ・都市機能とあわせて整備される公共施設、都市利便施設への固定資産税等の課税標準の特例
5年間 4/5 に軽減（2年間）

2. 主要事項以外の項目

- 三大都市圏の政策区域における特定の事業用資産の買換特例の延長
所得税・法人税：80%課税繰り延べ
- 市街地再開発事業に係る特定の事業用資産の買換特例の延長
所得税・法人税：80%課税繰り延べ

(この冊子は、再生紙を使用しています。)